

# 下田市学校給食調理配送等業務委託

## [ 募集要項 ]

令和6年9月

下田市教育委員会

## 目 次

	はじめに	1
第1	業務名	1
第2	目的	1
第3	業務場所、名称及び施設概要	1
第4	業務内容	2
第5	契約期間	2
第6	本件委託業務に係る委託料の上限額	3
第7	応募資格	3
	1 資格要件	3
	2 応募事業者の制限	3
	3 応募資格の確認	4
第8	応募に関する留意事項	4
第9	応募手続	5
	1 応募書類等の交付、公表	6
	2 募集要項等に関する質問の受付	6
	3 参加表明書の提出	7
	4 提案書類の提出	7
第10	資格審査及び受託事業者の選定	8

## はじめに

---

下田市（以下「市」という。）では、平成 28 年度から民間事業者等に学校給食の調理・配送等の業務委託を開始しました。今回、令和 7 年度からの新たな委託を行うため、下記のとおり、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行います。

この募集要項は、調理配送等業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

なお、この募集要項と併せて交付・公表する以下の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらを含めて「募集要項等」と称します。

仕 様 書：市が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

選定審査基準：選考審査にあたっての評価項目、観点、配点等を示すもの

添 付 資 料：本業務に関する添付資料

様 式 集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

## 第1 業 務 名

---

下田市学校給食調理配送等業務

## 第2 目 的

---

学校給食の質を維持し、より安心・安全でおいしい学校給食を児童・生徒に提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性等を確保する民間事業者を選定することを目的とします。

## 第3 業務場所、名称及び施設概要

---

施 設 の 名 称	下田市立学校給食センター	
所 在 地	下田市須崎 1782 番地の 1	
施 設 概 要	敷地面積	3,503.10 m <sup>2</sup>
	延床面積	1,077.66 m <sup>2</sup>
	構造	鉄骨造一部 2 階建
	作業方式	ドライシステム
	給食提供校数	小学校 7 校・中学校 1 校・県立特別支援学校 1 校
	建築年月	平成 28 年 3 月竣工
	調理能力	1,700 食/回
	年間延稼働日数	約 191 日/年
	使用食器	ABS 樹脂製、PEN 樹脂製

給食提供先	所在地
稲梓小学校	下田市椎原 224 番地
稲生沢小学校	下田市立野 6 番地の 1
白浜小学校	下田市白浜 1324 番地の 1
浜崎小学校	下田市須崎 1785 番地の 1
下田小学校	下田市五丁目 3 番 1 号
大賀茂小学校	下田市大賀茂 1429 番地
朝日小学校	下田市吉佐美 544 番地
下田中学校	下田市敷根 765 番地の 1
静岡県立伊豆の国特別支援学校 伊豆下田分校	下田市五丁目 3 番 1 号

#### 第4 業務内容

---

具体的な内容については、「下田市学校給食調理配送等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- 1 調理業務
- 2 配缶業務
- 3 洗浄及び消毒業務
- 4 配送及び回収業務
- 5 検収業務
- 6 残菜及び厨芥集積業務
- 7 衛生管理業務
- 8 施設及び設備清掃業務
- 9 その他付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務は、次のとおりです。

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・廃棄物回収業務

#### 第5 契約期間

---

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日(金)までとします。

なお、令和 7 年 3 月 31 日(月)までを準備期間とします。

## 第6 本件委託業務に係る委託料の上限額

---

180,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

※令和6年度については、委託料は発生しないものとします。

## 第7 応募資格

---

### 1 資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることが条件です。

- (1) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 学校給食調理施設での受託実績を3年以上有していること、又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を5年以上有していること。
- (3) 市の入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (4) 市との連絡・調整が速やかに行えるよう、静岡県内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを、本委託業務開始までに有していること。
- (5) 製造物責任（PL）法に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。
- (6) 応募事業者は、契約締結時点で、(1)、(2)及び(5)の要件を満たす履行保証人を確保すること。
- (7) 第一種圧力容器取扱作業主任者を本委託業務開始までに1名以上配置すること。

### 2 応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加資格を制限されている者
- (2) 国、県及び市を含む地方公共団体において、指名停止期間中の者
- (3) 銀行取引停止処分がなされ、手形支払停止事由が発生し、これが改善されない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て又は破産

法（平成16年法律第75号）第18条に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。  
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者は除く。

- (5) 最近1年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納している者
- (6) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく処分を受けた者
- (7) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (8) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していない者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員又はその利益となる活動を行う者

### 3 応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

## 第8 応募に関する留意事項

---

- 1 応募事業者は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）（〔様式集〕様式第2号）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。
- 2 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- 3 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とします。
- 4 応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は当該事業選定及び公表等に関し、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するものとします。
- 5 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由の如何に関わらず返却しません。

- 6 提出された書類は、下田市情報公開条例（平成 28 年条例第 7 号）に基づき、公開することがあります。この場合において、個人又は法人等の正当な利益を害する情報は、非公開とします。
- 7 市が追加で資料の提出を求めた場合には、迅速に応じてください。
- 8 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- 9 応募事業者が応募を辞退するときは、必ず参加辞退届（様式第 16 号）を提出してください。
- 10 参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。
  - (1) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
  - (2) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合
  - (3) 同一事項に対し、2 通り以上の書類が提出された場合
  - (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - (5) 虚偽の内容が記載されている場合
  - (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - (7) 著しく信義に反する行為があった場合
- 11 その他
  - (1) 市が提示する資料及び質問に対する回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
  - (2) 募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

## 第9 応募手続

---

受託事業者の選定に係るスケジュールは、概ね以下のとおりとします。ただし、受付等は、インターネットを利用するものを除き、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日には行いません。

① 募集要項等の公示日	令和6年10月7日(月)
② 質問書提出期限	令和6年10月21日(月)
③ 質問書回答期限	令和6年10月23日(水)
④ 参加表明書提出期限	令和6年10月28日(月)
⑤ 参加資格審査	令和6年10月29日(火)
⑥ 参加資格審査結果通知	令和6年10月31日(木)
⑦ 提案書類提出期限	令和6年11月7日(木)
⑧ プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年11月26日(火)
⑨ 選定結果通知	令和6年11月下旬
⑩ 業務委託事業者との契約締結	令和6年12月中旬

## 1 応募書類等の交付、公表

本業務委託に関する募集要項（本書）等の資料は、下田市ホームページからダウンロードしてください。

(1) 交付・公表期間 令和6年10月7日(月)～令和6年11月7日(木)

(2) 交付・公表資料

ア 募集要項

イ 仕様書

ウ 様式集

エ 選定審査基準

オ 施設図面（学校給食センター配置図、1階・2階平面図、厨房機器配置図）

カ 厨房機器一覧表

## 2 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付け、質問及び回答は、下田市の公式ホームページにおいて公開して回答します。

なお、電話及び口頭等の個別対応はいたしません。また、無用な混乱を招くことが危惧される場合は、質問に回答しないことがあります。

(1) 提出書類 質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載してください。

(2) 提出方法 下記提出先へ電子メールにて提出してください。

(3) 提出期限 令和6年10月21日(月) 午後5時まで

(4) 提出先 下田市教育委員会学校教育課

Eメールアドレス [s-kyoui@city.shimoda.lg.jp](mailto:s-kyoui@city.shimoda.lg.jp)

※タイトルは「学校給食調理配送等業務（会社名）」としてください。



### 3 参加表明書の提出

応募事業者は、次により参加表明書を提出してください。

#### (1) 提出書類

ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号） 1部

イ 様式第2号記載の添付書類 各1部

ウ 参加表明書の提出日時時点で静岡県内に本社、支社、営業所、事業者のいずれかを有していない場合で、本委託業務開始までに設置予定がある場合は、その計画を添付すること(様式自由)。

エ 参加表明書の提出日時時点で第一種圧力容器取扱作業主任者がいない場合は、講習受講計画及び受講予定人数を添付すること(様式自由)。

(2) 提出方法 持参又は郵送のいずれかで提出し、提出期限必着のこと。

(3) 提出期限 令和6年10月28日(月) 午後5時まで

(4) 提出先 下田市教育委員会学校教育課

下田市四丁目6番16号（下田市立中央公民館1階）

#### (5) 参加辞退届

参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式第16号）を提出してください。

### 4 提案書類の提出

応募事業者は、次により提案書類を提出してください。

(1) 提出書類 提案書及び見積書（様式第3号～様式第15号）正本1部・副本9部

ア 原則としてA4判・縦型・横書き・左綴じとし、ページ番号を付すとともに、フラットファイル等に編冊してください。

イ 様式第4号から様式第12号までについては、各様式ともに枚数制限の範囲内にて、提案項目について記載してください。

ウ 見積額が、異常に少額である場合など、本委託業務の適正な履行に支障があると判断した場合は、失格とすることがあります。

エ 事業者の概要等については、沿革、組織等を他の提出書類とともにフラットファイル等に編冊し、提出してください（PR用パンフレットでも可とします）。

オ 様式第4号から様式第12号までの電子データをCD-R等の記録媒体で提出してください。

(2) 提出方法 持参又は郵送のいずれかで提出し、提出期限必着のこと。

(3) 提出期限 令和6年11月7日(木) 午後5時まで

(4) 提出先 下田市教育委員会学校教育課

下田市四丁目6番16号（下田市立中央公民館1階）

## 第10 資格審査及び受託事業者の選定

---

下田市学校給食調理配送等業務委託事業者選定委員会設置要綱に基づき設置した、下田市学校給食調理配送等業務委託事業者選定委員会により、別に定める下田市学校給食調理配送等業務委託に係る受託事業者選定審査基準に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

なお、選定された事業者との契約に際しては、応募の際提出された見積金額の範囲内で再度見積書を徴し、契約締結を行うものとします。

### 【担 当 課】

〒415-0024 下田市四丁目6番16号

下田市教育委員会学校教育課 学校教育係

電話番号 0558-23-3929

FAX 番号 0558-23-5176

Eメール [s-kyoui@city.shimoda.lg.jp](mailto:s-kyoui@city.shimoda.lg.jp)

ホームページ <http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/>